平成6年4月1日制定 平成22年4月1日改正 平成31年4月1日改正 令和2年4月2日改正

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学宇宙線研究所運営委員会規則第6条第1項第1号に基づき、東京大学宇宙線研究所共同利用研究運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(任務)

- 第2条 委員会は、東京大学宇宙線研究所(以下「研究所」という。)が国際共同利用・共同研究拠点として実施する共同利用研究を円滑に進めるため、東京大学宇宙線研究所長(以下「所長」という。)の諮問に基づき、次の各号に掲げる事項について審議し、東京大学宇宙線研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)に報告又は提案する。
 - (1) 共同利用研究の実施に関する事項
 - (2) 運営委員会から審議を付託された事項
 - (3) 共同利用研究施設や設備の維持、運営に関する事項
 - (4) その他共同利用研究に必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる約14名の委員をもって組織する。
 - (1) 研究所の教授又は准教授のうちから所長が命じた者
 - (2) 学外の関連分野研究者のうちから所長が委嘱した者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、学内外の学識経験者のうちから所長が委嘱した者
- 2 学内の委員の数は、委員総数の2分の1を超えることはできない。

(委員長及び幹事)

第4条 委員会に委員長及び幹事を置く。

2 委員長及び幹事は、運営委員会の議を経て、所長が指名する。

(招集)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (共同利用研究外国人アドバイザー)

第7条 研究所における国際共同利用研究を円滑に進めるために、共同利用研究外国人アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を置くことができる。

2 アドバイザーに関する事項は、別に定める。

附 則

この内規は平成6年4月1日から施行する。

平成元年9月制定の宇宙線研究所専門委員会規則は廃止する。

附則

この内規は平成22年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この内規は、令和2年4月2日から施行する。